

# 各事業者の皆様へ

岐阜県では、県独自の「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界ごとのガイドラインに沿った感染防止対策をオール岐阜で進めております。

各事業所、店舗が感染防止対策を実施していることをステッカーにより利用客にわかりやすくPRすることで、次の効果を期待しています。

◆事業者は、感染防止の意識が高まります

◆利用者は、安心して利用できます

## 1 対象事業者

飲食業、小売業、サービス業など  
すべての事業者

(風営法第2条第6項第1号、第2号、  
第7項第1号のいずれかに該当する  
事業者を除く)

このステッカーが目印です

## 2 手続方法

申込書と宣言書を  
事業所・店舗が所在  
する市町村窓口へ  
提出してください

※ステッカーは店舗ごとに  
3枚まで

(通常サイズ2枚、拡大サイズ1枚)



## 3 ステッカーの配布

県または市町村から  
郵送等により配布

※これまでにクラスターが発生するなど感染リスクが高い業種(接待を伴う飲食店、カラオケ店、ライブハウス、スポーツジムなど)は、マニュアルの提出をもって今回の宣言申込としますので、申込みは不要です。